



# NEWS LETTER



NO

43

発行者 適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者ネットおかやま

〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階

TEL: 086-230-1316 FAX: 086-230-6880

ホームページ: <http://okayama-con.net>

Eメール: [npo-syohinet-okayama@sunny.ocn.ne.jp](mailto:npo-syohinet-okayama@sunny.ocn.ne.jp)

2018年4月発行

## 第24回適格消費者団体連絡協議会が、31団体、130名が参加し、岡山で開催されました。

全国17の適格消費者団体や適格消費者団体認定を目指す14団体が、一堂に会し、事例の交流や抱える課題を協議する「適格消費者団体連絡協議会」が3月3日(土)、4日(日)に岡山(オルガホール)で開催され、「消費者ネットおかやま」が幹事団体として、2日間の会議運営と開催準備を担いました。来賓として岡山県県民生活部くらし安全安心課立岡総括参事から歓迎の挨拶がありました。



開会挨拶 河田理事長  
議長 河端検討委員会委員長



岡山県挨拶 立岡総括参事



消費者庁報告 小田専門官

### ■冒頭に 消費者庁消費者制度課から、消費者契約法改正関連の説明がありました。

閣議決定された「消費者契約法の一部を改正する法律案」の説明や、各都道府県に適格消費者団体と情報提供に関する覚書の締結について重ねて検討を行うよう要請を行う予定であること、国民生活センターの急増指標に基づく情報提供手続きについて、特定適格消費者団体に対する立担保援助規定についてなど、最新の消費者庁の動きについての報告がありました。

適格消費者団体専用掲示板の運用について、「裁判外において差止請求をしたとき」に該当する場合には「消費者契約法23条4項の通知・報告」で投稿を求めるとの消費者庁からの要請がありましたが、適格消費者団体からは、解釈の点で異論が噴出し、熱い意見交換が行われました。

### ■全体会では、差止請求事案の事例報告と意見交換が行われました。

- (1) 「アプライド訴訟」「NTTドコモ訴訟」「お試し価格、実は定期購入事例」「アフリエイターによる問題ある表示に対する対応」「建物賃貸借条項について」「有料老人ホーム前払金不返還条項」「専属的合意管轄条項について」の事例報告と質疑応答を行いました。
- (2) SNS活用事例、地方消費者行政の財政逼迫問題、スマイル基金の活動状況、若者の消費者契約トラブル110番のまとめ、AV人権倫理機構への「出演者の自己決定権を尊重したAV出演契約とするための提案」意見書などの報告がありました。

地方消費者行政の財政問題では、「消費者支援機構日本」と「消費者支援ネットくまもと」から、地方自治体からの補助金打ち切りが相次ぎ通告されており、消費生活相談窓口の維持が難しくなっている等の実状が報告され、各団体に地方消費者行政に対する財政規模確保について意見提出の働き掛けを行うよう呼びかけがありました。

## ■消費者契約法改正動向について報告があり、意見交換が行われました。

消費者庁から今回の改正内容について説明がありました。会場意見で、法改正を行うべきと消費者契約法専門調査会で合意された事項が反映されていないと指摘がありました。①「不安をあおる告知」「人間関係の濫用」について、「社会生活上の経験が乏しいことから」の文言が付されていること、②「平均的な損害の額」についての推定規定が盛り込まれていないことなどについて問題点の指摘や要請を行いました。

## ■特定適格消費者団体を目指す団体会議 52名参加

会議直前に特定適格消費者団体の認定申請を行った「埼玉消費者被害をなくす会」から、特定申請に関する事例報告がありました。「消費者支援機構関西」からは、事案選定対応状況、財政基盤の充実について、「消費者機構日本」からは回収可能性が見通せない事業者に対する共通義務確認訴訟提起の是非についてなどの報告があり、活発な質疑応答がありました。

## ■適格消費者団体を目指す団体会議 59名参加

2月5日に全国17番目の適格消費者団体の認定を受けた「群馬ひまわりの会」の認定事例報告がありました。事務所の独立性、情報管理の適切性、会員管理、専任事務局の存在などの整備が求められる。「地方消費者行政支援金でハード面の整備を行ってきたが、今後は難しくなる」と消費者支援ネットくまもとから発言がありました。また、来年度中に認定申請を行う「消費者市民ネットおきなわ」から沖縄ならではの事案に取り組んでいること、直近で更新申請を行った「大分県消費者市民ネットワーク」は事例報告として、相談員養成講座の委託事業継続で、各行政の相談員との良好な関係が作れていることや弁護士が申請書類等の作成も行っていることの報告がありました。

## ■事務局意見交換会 78名参加

### ・適格消費者団体専用掲示板の運用について

適格消費者団体は、裁判外において差止請求をしたときは、遅滞なく、その旨を適格消費者団体に通知するとともに、その旨及び内容を内閣総理大臣に報告しなければならないと定められています(消費法23条4項の通知・報告)。「裁判外において差止請求をしたとき」に該当する場合には適格消費者団体専用掲示板で投稿を求めるとの、消費者庁からの要請について意見交換を行いました。

### ・次回以降の「適格消費者団体連絡協議会」の開催運営について

次回以降は自治体の補助金が得られないことから、消費者庁で予算化をし、9月は東京開催、3月は地方開催で年2回開催の継続を検討していくことを確認しました。2日間とも消費者庁主催となりますが、2日目は、適格消費者団体の自主運営とすると、方向性が示されました。

- ・今回は地元の岡山開催で、役員・検討委員23名が参加でき、全国の熱心な活動の状況をリアルに感じられ、消費者ネットおかやまにとっては大きな収穫となりました。



## 2017年度高齢者等の「見守り力アップ講座」が終了、22会場で開催、696名が受講しました。

岡山県の受託事業「見守り力アップ講座」が終了しました。初年度の2017年度は、22会場で開催し、年間で696名が受講しました。

今年度は、これまでの講座活動の実績に立ち、地域で高齢者等を身近に見守る、地域住民の見守り力アップの視点で、社協関係機関、福祉関係者と協力実施し、講座の使命度を高めてきました。受講者のフォローアップや運動の進捗は道半ばですが、取組みの継続と県民との情報受発信に一層努めていくことが大切です。また、地域の生活者のネットワークづくりに向けて、消費者問題の専門家への期待度は強まっています。次年度の企画内容につなげることが重要です。



### 申入れ・差止請求活動

## ●厳選弁護士ナビ Web サト運営会社(株)アシロに、質問書の送付を行いました。

ウェブサイトに厳選交通事故弁護士ナビや厳選離婚弁護士ナビなど、「厳選」と表示されていますが、景品表示法の優良誤認の疑いがあると考えています。

それぞれ得意な厳選された弁護士を探すことができると表示されており、掲載の弁護士が厳選された弁護士であるかのような印象を与えます。厳選するための具体的選別基準や方法があるのかどうか、1月12日に質問書の送付を行いました。

(株)アシロからは、2月8日付けの回答が届きました。①有効な弁護士資格の保持 ②反社会的勢力と関連性がない ③弁護士会の懲戒処分がない ④掲載サイト分野の積極的取扱い が満たされると掲載されるとの回答でした。回答内容を受けて、さらに申入れ等の検討を行っています。

## ●インターネット自動車買取サイト 運営会社グガス・クワイに、キャンセル料の改善を求め、差止請求書を送付しました。



インターネット(カーネクスト)で自動車買取サービスの見積もりをし、その後電話で担当者と話をして成約。直後にキャンセルを連絡したら、キャンセル料3万円が必要になると言われた、との情報提供から検討が始まりました。自動車売買契約の成約後キャンセル時に、レッカー手配違約金、一律3万円がかかるとする契約は、消費者契約法9条1号(消費者が支払う損害賠償の額を予定し、事業者が生じる平均的損害額を超える額の条項の無効)に違反すると考えられます。2015年7月から3回にわたり照会、問い合わせ、再問い合わせを行いました。4月12日に、差止めの事前請求書を送付しました。

## ●ANA クラウンホテル【早割10%OFF】プラン、予約時からキャンセル料100%に対し、差止請求書を送付しました。

ANA クラウンホテル【早割10%OFF ご予約は7日前まで!【食事なし】】プランの予約を、宿泊予定日の20日程度前に行い、予約の1時間程度後にキャンセルの申し入れをしたが、100%のキャンセル料を請求され、クレジットカードで決済されました。消費者契約法9条1号へ違反している疑いがあり、改善を求めて、4月13日差止めの事前請求書を送付しました。

1. 予約してからキャンセルまで間がない場合は損害が発生していないと考えられること。
  2. 予約後ある程度の期間を経過した後にキャンセルを行った場合でも、ホテル側に発生する損害の額が必ずしも宿泊料金と同額であるとは限らないこと
- 等の申し入れを行っています。

※詳しくは、HPに掲載しています。

契約、勧誘、広告表示や、事業者の不当な行為に関する情報提供をお願いします。

# なんか変?こんな表示

「表示」は消費者へのメッセージ、こんなところに気をつけて!

「食品表示法」が変わり、新しい食品表示制度になりました。食品の原材料、栄養成分、アレルギーなど、表示のルールが変わっています。また、「トクホ(特定保健用食品)」に加えて、「機能性表示食品」も登場しました。「健康食品」の広告もあふれています。こんな時だからこそ、食品の由来を読み解く大切な情報である「食品表示」について、みんなで考えてみませんか。



**日時** 2018年6月2日(土) 14時40分~16時40分

**会場** オルガホール 岡山市北区奉還町 1-7-7 (岡山駅から徒歩6分)

**主催** 消費者ネットおかやま・岡山県消費者団体連絡協議会 **共催** 岡山県

**講師** 群馬大学名誉教授 **高橋久仁子先生**

日本女子大学家政学部食物学科卒業、東北大学大学院農学研究科食糧化学専攻博士課程修了、農学博士  
1996年群馬大学教育学部家政専攻教授 2014年群馬大学名誉教授

**著書** 『「健康食品」ウソ・ホント』、『「食べもの神話」の落とし穴』(講談社)、「フードファディズム-メディアに惑わされない食生活」(中央法規)など

会員 各位

内閣総理大臣認定 適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま  
理事長 河田 英正 (公印省略)

## 第11回通常総会開催通知

日頃より当ネットの活動にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

NPO 法人消費者ネットおかやまは、定款第22条により、第11回通常総会を下記の要領にて開催いたします。万障お繰り合わせの上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日時 2018年6月2日(土) 13時30分~14時20分 (受付13時~)
2. 場所 オルガホール 岡山市北区奉還町 1-7-7 (岡山駅から徒歩6分)
3. 総会の主たる審議事項

第1号議案 2017年度事業報告承認の件

第2号議案 2017年度決算承認の件

報告事項 2018年度事業計画 2018年度収支予算

\*定款第20条により、事業報告・収支決算は総会議決事項に、事業計画・収支予算は、定款29条により、理事会議決事項となっています。

第3号議案 役員補充選任の件

第4号議案 定款変更の件

### 4. 役員補充選任

補充選任する役員は、個人推薦枠の理事1名です。役員推薦期間は、4月2日(月)より4月30日(月)までの期間です。4月30日(月)17時までに、消費者ネットおかやま事務局までお申し出ください。

